

令和2年4月20日

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令に伴う対応のお知らせ

兼松エンジニアリング株式会社
代表取締役 山本 琴一

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

4月16日（木）日本政府による緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことを踏まえ、以下の対応を追加で実施させていただきます。

- ①全国の営業拠点については、原則在宅勤務とさせていただきます。業務上、出社が必要な従業員は、感染防止策を十分に講じた上で出社いたします。

対象事業所：札幌営業所，東北・北海道支店，東京支店，名古屋支店，
大阪支店，中四国支店，福岡支店

実施期間：令和2年4月20日(月)～5月8日(金)

※令和2年4月9日付発信の内容から、対象事業所を全国に拡大し、
実施期間を延長しております

※追加の発令や感染状況により変更する場合があります

- ②お客様より受け賜っております製品の納入は、現在予定通り対応させて頂いておりますが、今後の状況によっては、営業担当より日程調整等をご相談する場合がありますので、御了承下さい。

- ③対象事業所では、出社制限により電話をおかけ頂いても対応しかねます。ご連絡の際は、担当者の携帯電話またはメール宛にお願い致します。

なお、今回の発出に伴い、弊社本社工場等生産拠点においても、期間を設けて操業を原則停止する準備をしておりますので、改めてご案内をさせていただきます。

今後も当社は、政府等の方針に基づき、感染拡大防止に必要な対応を実施してまいります。お客様をはじめ、関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。